

高知県衛星通信機器導入支援費補助金 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第14 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月12日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第4号から第7号まで、第8条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>(別表第1、別表第2 省略)</p> <p>(別記第1号様式～別記第5号様式 省略)</p>	<p>第1条～第14 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月12日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第4号から第7号まで、第8条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(別表第1、別表第2 省略)</p> <p>(別記第1号様式～別記第5号様式 省略)</p>